

NPO 法人 森林再生支援センターニュース

特定非営利活動法人 森林再生支援センター 理事長 村田 源
〒603-8145 京都市北区小山堀池町 28-5
TEL 075-211-4229 FAX 075-211-4145
URL: <http://www.crrn.net> E-mail: info@crrn.net

二つの自然と再生のあり方

森林再生支援センター専門委員
清水善和(駒澤大学文学部自然科学教室)

筆者は長年小笠原をフィールドにして島の植物や植生の研究を続けてきた。小笠原の自然の価値は、第一に、過去数百万年の歴史を経てつくられてきた独自の生物世界にある(本稿では地域の生物を主体にその生育・生息場所の環境を含めた全体を自然とよぶ)。しかしながら、戦前の全島に及ぶ開発に加え、戦後(1968年の返還後)は帰化種の影響による自然の劣化が著しく、小笠原でも自然の再生が叫ばれるようになった。

一方、ここ数年、筆者は東京近郊における里山再生の市民活動をお手伝いするようになった。こちらでは昔の手入れの行き届いた雑木林や植林地を目標とし、林床のネザサの刈り取り、進出した竹の伐採、雑木林の間伐と炭焼きなど、人手を加えて現在の「荒れた状態」を好ましい「管理された状態」に戻すのが主な内容である。

本稿ではこれら二つの自然とその再生のあり方について考えてみる。

二つの自然の保護と再生

定住以前の小笠原の自然のように、過去に人為の影響をこうむることなく、本来の姿(歴史的につくられてきた組成や構造)をとどめる自然を原生的自然とよぶ。これに対して、里山の

ように人為により本来の姿から大きく変質した自然を二次的自然とよぶ(植林地のような人工的な自然も含める)。現実の自然にはこれらの中間的なものも多いし、原生的自然といっても人為の影響が皆無の自然はもはや地球上に存在しないともいえる。しかし、原則として自然に二種類あり、それぞれ対処の仕方が異なることを認識しておくことは重要である。

原生的自然はその土地の環境条件に合うように長い時間をかけて形成されてきたものであるので、環境条件が変わらない限り安定した組成・構造を維持する。台風や山火事などの攪乱現象も自然の一部に組み込まれており、一時的に内容が変化しても独りで回復する力が備わっている。そこで、原生的自然の保護は、できるだけ人為を加えず、自然の推移に任せるのがよい。

しかし、現実には人為により歪められた原生的自然が多数存在し、自然再生の対象となりうる。この場合の再生の目標は、人為によって歪められた部分を除去したり修正したりして本来の姿を取り戻すことにある。人間が勝手に本来の内容を変えてしまうこと(自然の創生)は許されない。また、最終的にはその自然が再び人手を離れて自立することが重要である(ただ

し、現実には種々の理由で永続的な管理が必要な場合もある)。

これに対して、二次的自然は人為により特定の状態に維持されている自然である。植生遷移の理論によれば、自然は放置しておく長い時間をかけて内容が変化し、最終的にはその地域の気候や土壌条件に最も適した安定した状態(極相という)に落ち着く。二次的自然は、人為により強制的にこの変化が止められ、人間にとって都合のよい状態に保たれているものと解釈できる。そこで、二次的自然の保護とは、その状態を保つのに最適の人為を加え続けることである。また、二次的自然(たとえば里山の自然)の再生においては、どういう自然を目指すのかにより内容が異なってくる。まず、目標を設定し、次にその目標を実現するためにはどういう人為を加えるべきかを考えて実施する。二次的自然は放っておくと「荒れる」ので、ある状態を維持するためには常に人手を加え続けなければならない。

以上をまとめると、次のようになる。

原生的自然(内容):自然の推移に任せる(保護):本来の内容に戻す(再生)

二次的自然(内容):人為を加えながら維持する(保護):利用目的にかなう内容に変える(再生)。

小笠原の事例

小笠原で現在行われている再生事業を二つ紹介する。戦前に導入されたトウダイグサ科の高木アカギは、植林地から徐々に勢力を広げ、1983年の大型台風による大規模攪乱を契機に一挙に分布を拡大した。アカギは鳥散布型の果実を大量につけ、ギャップ内に散布されて芽生えた実生は急速に成長して親木になる。また、稚樹には比較的耐陰性があるので、林冠下の個体も前生稚樹となって生存し、次の攪乱時には成長して上層を占める。萌芽能力にも優れているので折れても倒れてもその場で再生する。そこで、一度アカギが侵入すると永続してその場所を占め、徐々にアカギの優占度が増し、最後にはアカギの純林と化す。母島では各地で本来

の湿性高木林(ウドノキ・シマホルトノキ林)がアカギ林に置き変わりつつある。

林野庁は1990年代後半からアカギ駆除の試験を行い、2002年度からは事業としてのアカギ駆除を開始した。アカギ駆除と在来林再生の手順は次のとおりである。「まず、アカギの親木の根元を環状に剥皮して巻き枯らしをする(環境の急変を避けるため)。同時に林床のアカギの稚樹を刈り払い、明るくなった林床に苗床で育てた在来種の苗を植栽する。しばらくはアカギの萌芽や新生実生を駆除しながら、在来種を育てて在来林を再生させる。」

いくつか問題がある。かつての湿性高木林の主要メンバーと考えられるオガサワラグワは、戦前の伐採により小笠原全体でも数十本しか残っていない。しかも、帰化種シマグワとの交雑のために純粋な種子は唯一シマグワの侵入していない弟島でしか採集できない。一方、オガサワラグワは小笠原の中でも島ごとに遺伝的な内容が異なっていることがわかった。そこで、再生のための苗木として母島に弟島産のオガサワラグワを導入すべきかが悩ましい問題となる(ただし、最近母島産のオガサワラグワの芽からクローン増殖が可能になったので、これを用いればこの問題は解決できるはず)。

事業化されてアカギ上層木の巻き枯らしは着々と進んでいるが、在来種の植え込みは大幅に遅れている。しかも、実際に植えられた在来種はシマホルトノキ(実が絶滅危惧種アカガシラカラスバトの食料となる)のみであり、多様な組成からなる本来の湿性高木林の内容とはかけ離れている。少なくともオガサワラグワ、ウドノキ、モクタチバナ、ムニンエノキ、センダンなど主要な樹種を加えなければ、かつての森林を「再生」することはできない。

現状ではアカギの駆除に力点が置かれ、長期的な視野にたった「再生」への取り組みはきわめて不十分である。一方でアカギの巻き枯らしが集中しすぎて林冠ギャップが生じ、かえってアカギの実生・稚樹を勢いづかせている場所もある。巻き枯らしをしたアカギが将来続々と倒木になる時のことも考えねばならない(現状で

は上記の手順に倒木処理は組み込まれていない)。

もう一つの事例はノヤギの排除事業である。小笠原のいちばん北に位置する聳島列島では、戦後の無人島時代にノヤギが大繁殖して植生を破壊した。ノヤギが増えると森林の林床の稚樹や草本類を食い尽くしてしまうので、林内はまるで手入れされた公園のようにスカスカとなる。こうした状態で上層の親木が枯れたり台風で倒れたりすると、後継樹が育たないので林冠は疎開したままとなり草地が拡大する。さらに食圧が加わると、草地の地肌が剥き出しになり土壌の流出が始まる。戦前には全域に森林が成立していたと推測される聳島列島の島々は現在ほとんど裸の島と化している。

環境庁は東京都に委託して 1997 年より聳島列島のノヤギの排除事業を開始し、2002 年頃までにほぼ完了した。排除されたノヤギは合計 1670 頭におよぶ。一番被害の大きかった媒島では、土壌流出の激しい場所に草本の種子を含んだ土留めを築いて地表を安定化させ、次の段階で樹木の苗を植えて徐々に植生を回復させていく予定である。

筆者はノヤギが跋扈していた 1990 年に聳島列島の植生調査を行った。2002 年に 12 年ぶりに媒島を訪れ、ノヤギ排除後の植生の様子を観察した(媒島のノヤギは 1999 年に根絶された)。驚いたことに、筆者が 12 年前に調査区を設けた残存林は跡形もなく消失しており、当時はノヤギに食べられて勢いのなかった帰化種ギンネムが広範囲に広がっていた。また、ホテイチク群落も背丈が 2 倍ほどに成長して勢いを増していた。一方、ヤギの食圧から解放されてスズメノコビエなどの草本は元気になったが、肝心の在来樹木の芽生えはほとんどみられなかった。媒島では現在残存林が山頂付近にかろうじて残るのみなので、種子の供給がほとんどないのであろう。このままでは、在来種が回復する以前にギンネムやホテイチクが島を占拠してしまう恐れが大きい。本来の媒島の森林植生を再生させるには気の遠くなるような労力と年月が必要であらう。

里山再生の事例

東京都町田市の郊外にある里山の雑木林は、放置されて時間がたつため林床に樹高 2m 以上のアズマネザサが密生していた。里山の一角を有する地主さんが NPO 法人樹木環境ネットワーク協会に整備を依頼し、協会所属のボランティア(グリーンセイバー)が中心になって再生活動に取り組んだ。

この山林は戦後しばらくまで薪炭林として利用されていた。ネザサは篠竹として定期的に刈られて売りに出され、優占種のコナラやクヌギも周期的に伐採されて炭に焼かれた。手入れされた明るい雑木林にはさまざまな動植物が見られたという。地主さんの願いは子供の頃、親しんだこのような雑木林を再生したいということであった。

ボランティアたちはまず、生い茂るネザサを刈り取って林床を明るくし、現地に作った苗床でドングリから育てたコナラの実生を植えた。また、ネザサ伐採跡の一部にベルトトランセクトを設置し、ネザサ伐採後に放置した場合の植生変化を 3 年間にわたって調査した。ネザサがなくなった林床にはさまざまな草本が出現した。現在この場所は地元のハイキングコースの一部となり、近隣の小学校の環境教育の場としても利用されている。

もう一つは東京都青梅市にある広大な山林(大部分は植林のスギ・ヒノキ林で尾根や谷筋に広葉樹林が混じる)の事例である。この山林を所有するある民間団体が、社会貢献の場として一般市民も利用できるようにこの森林を整備したいと考えた。研究者の応援をえて域内の自然環境の現況調査が行なわれた後、再生のためのマスタープランが練られた。大きな目標を「多様な環境と豊かな生物相をもつ里山の自然を再生すること」とし、利用目的に応じて整備する方向を次の 4 つに定めた。①自然の霊と交わる(地域の極相となる照葉樹林)、②里山を取り戻す(親しみを感じる落葉広葉樹林)、③林業を再生させる(植林適地のスギ・ヒノキ林)、④自然から学ぶ(学習する場としての全域)。

さらに、具体的な整備・管理のガイドラインとして次のような項目を掲げた。

- ①外来生物を持ち込まない。植林には地元の種子、実生を用いる。
- ②生息環境を整えることを主とし、生物が自然に集まるのを待つ。
- ③人工増殖や放流は最小限にとどめ、自然の更新を目指す。
- ④単一種の集中的な植樹は避ける。植物園のようにはしない。
- ⑤小規模な実験で結果を確かめてから、本格的な取り組みを行なう。
- ⑥こまめに記録をとり、データベースとして残す。
- ⑦リサイクルの観点から、域内の生産物をできるだけ活用する。

現在、この目標に向けて現存するスギ・ヒノ

キ林については山林組合の手で間伐作業が行なわれており、その他の環境整備はボランティアの手でなされている。最終目標の達成には100年かかるとの覚悟のもとに、ボランティアの団体は「100年の会」と名付けられた。また、ここでも森林再生のプロセスを記録として残すために、ボランティアによる植生調査が実施されている。

以上、小笠原の原生的自然の再生と都市近郊の里山再生の事例を紹介した。いずれの場合も、まず、最終的な目標を明確に定め、次に、目標達成のために何をすべきか考えることが重要である。ただし、自然界には予想のつかないことも多い。モニタリングを怠らず、一度決めた目標や手法であっても、状況に応じて見なおす柔軟な姿勢を忘れてはならないだろう。

～在来種・郷土種という考え方から地域性種苗という考え方へ～

※「地域性苗木の適用における諸問題」は3回に分けてお届けします。

- 第1回：はじめに（問題点の所在）
- 第2回：実務（苗木生産上の問題）
- 第3回：結論（今後の課題と展望）

自然再生に適用すべき地域性苗木の諸問題（第1回）

森林再生支援センター専門委員
高田研一（高田森林緑地研究所）

1. はじめに

遺伝的にみた地域系統群の保全についての議論は、これまでの在来種や郷土種を用いた緑化という流れとは、本質的に異なった内容を持っている。在来種や郷土種と呼ばれる種の同一性だけを問題にしてきたレベルから、地域に自生する遺伝的集団；地域系統群を保全し、種のもつ遺伝的多様性を守ろうという認識に立つようになってきたからである。この新たなレベル＝遺伝的多様性の保全という認識に基づい

た種苗は地域性種苗と呼ばれる。

そもそもイネ科、マメ科など陽地性の外来種牧草類が、施工直後ののり面保護工として、長年にわたって積極的に導入されてきた経緯は、地域遺伝子資源保全、多様性保全という意識が社会全体に浸透してきた現在にあっても、わが国にはのり面裸地に適した陽地性草本類の種のストックが少ないという実情から、のり面表土保護を考えると外来牧草類の導入は必要止むを得ない事態であったといわざるを得ない。

しかしながら、緑化現場への外国産植物の導入は、のり面保護工適用以外にもあらゆる緑化、造園現場でほとんど無原則的に進んできた歴史がある。

とくに大きな問題として、わが国の経済成長にともなう外国産植物の相対的価格の下落を背景として、わが国に自生する植物の同種ないしは近縁種の種苗をわが国の植物として、「在来種」ないしは「郷土種」の名の下、積極的に輸入、利用されてきた事実が近年になって、徐々に明らかになりつつある。

一方、緑化に用いられるこうした明らかな外来種、ないしは輸入種子による「偽」郷土種についての遺伝的観点、生態系保全の観点からみた危険性については、生態学者や分類学者によって比較的早くから指摘されてきた。この指摘は、岩波書店から翻訳刊行されたエルトンの「侵略の生態学」(1971)によって、外来種の危険性が研究者間で共有化されたことによる影響がかなり大きいと思われる。

本稿では、外来種ないしは「偽」郷土種利用のさまざまな議論を他に譲ることとし、生物多様性の高い樹林化を目的とするような自然再生分野で問題となる木本類の地域性に関する問題を整理し、地域の自然再生に応える材料植物、特に苗木をどのように供給しようとしているかという近年の生産者を中心とした状況を概観し、今後の課題についてまとめることとしたい。

2. 地域性苗木の適用の流れ

近年のDNA解析の進展にともなう固有の地域遺伝子資源を重視する考え方は、世界共通の価値観を形成しつつある。1980年代に「郷土種」として日本産自生種を重視してきた考え方は、さらに進んで、遺伝的に不連続な個体群のもつ地域固有性を保全することの重要性が認識されるようになってきた。

これは単に緑化において、外国産植物の適用を避けることのみならず、たとえ日本産であっても遺伝的に明らかに不連続な地域個体群間の交雑を避けることを意味する。つまり、地域

性種苗の適用を目指すことが遺伝的多様性の保全、地域生態系の保全にとって必要であることが明らかとなってきた。

紀伊半島大台ヶ原のトウヒ林衰退にともなう自然再生目的で導入しようとした中部地方産のトウヒ種子は、紀伊半島産のものとは遺伝的組成が異なることによって導入が断念された例などがよく知られている。

地域生態系を復元する試みの中での、地域性種苗使用の例として、1989年、岐阜県と長野県をまたぐ中部山岳国立公園の道路建設にともなう安房峠道路緑化がある。

ここでは、道路のり面での生物多様性の高い樹林化が試みられ、草本種については、国立公園域の草地で、時期を変えて複数回の結実種子採取を繰り返す「面取り採取」法により、50種を超える種子が採取され、播種による42種の自生草本種と自然飛来した30種の草本種からなる72種の草本群落が育成されるとともに、樹林化目的で、周辺国立公園域から種子を採取し委託生産された4年生を主とする地域性苗木(地域自生種苗木)28種が用いられた。これによって形成された群落はその後も順調に生育している(高田;未発表)。

1997年、京都市で施行された京都市自然風景保全条例に基づく緑地回復のための指導基準(取り扱い基準)で、行政的には初めて、この地域遺伝子資源の考え方を準用し、京都市で用いる自然回復目的の緑化苗木は、京都府産のものに限定することとした。

京都産であれば、この地域系統群が保全されるかどうかは問題を残すが、それまで日本産であればよしとされた水準よりも格段の前進といえるものであった。郷土種の適用から、地域性種苗、地域性苗木の適用へと時代は進んだわけである。

3. 「地域」の境界

ある地域で緑化をしようとするとき、そこで用いる種苗はどれぐらいの遠隔地から持ち込むことができるかについては、草本種と木本種で異なるとみるべきである。草本種について行

われた近年の遺伝学的な研究として、倉本らが行ったカララノギクの研究（1992）が知られており、そこでは大きな水系の違いによって、距離的にはそう遠くない場所においても、異なった遺伝子集団が存在していることが明らかになっている。一方、木本種においては、固有の地域遺伝子集団の存在と各集団間の不連続性についての研究がそれほど進んでいるとはいえない状況にある。

筆者は、1980年から1985年にかけてコバノミツバツツジの系統群について、その地理分布を調べた。コバノミツバツツジの場合、認知しやすい形態的な種内変異は、葉柄の毛の太さ、葉脚部の形状、葉形・脈、一芽当たりの着花数とその主たるものである。このうち、変種として認識されるものは、基準種として葉柄の毛の細胞列が2列ないしは3列の細毛タイプのコバノミツバツツジに対して、3列以上6列に達する葉柄の毛をもつものが変種アラゲコバノミツバツツジとして区別される。この分布域は、奈良県大峰山のように、海拔500m以下の低山帯二次林にコバノミツバツツジ、1,000m付近のモミ・ツガ林（紀伊半島山地部と称する）にアラゲコバノミツバツツジと同じ山系内で標高の異なるきわめて近接した場所に垂直的にすみ分けている地域と岡山県新見市から津山市にかけてのように標高生育場所の差異は持たないが水平的にすみ分け、漸次的に両者が変化していく幅広い中間移行帯をもつ地域がある。

このコバノミツバツツジの分布域全体を葉柄の毛、葉形、着花数という形態的に峻別できる点によってそのまとまりを考えると、以下のように7タイプの種内系統群を認知した（図1）。

- ① 淡路島以北～岡山県高梁川東部～近畿全域（紀伊半島のモミ・ツガ帯を除く）～北陸全域の軟毛をもつ、いわゆるコバノミツバツツジ。岡山県下で③との中間型あり：近畿タイプ
- ②九州宮崎県、大分県、福岡県の頂端に二花を着花するアラゲコバノミツバツツジ：九州タイプ
- ③山口県、広島県、島根県、鳥取県大山以西、岡山県高梁川以西の褐剛毛をもつアラゲコバ

ノミツバツツジ：中国タイプ

④四国山地、紀伊半島山地部の剛毛と二重葉脚をもつアラゲコバノミツバツツジ：山地型タイプ

⑤高知平野低山帯の小型の二重葉脚をもつコバノミツバツツジ：四国南部タイプ

⑥静岡以西、愛知県、岐阜県に分布する柔剛毛を散生するタイプのアラゲコバノミツバツツジ：東海タイプ

⑦対馬の葉柄部に細柔毛を密生するツシマコバノミツバツツジ：対馬特産の局地タイプ

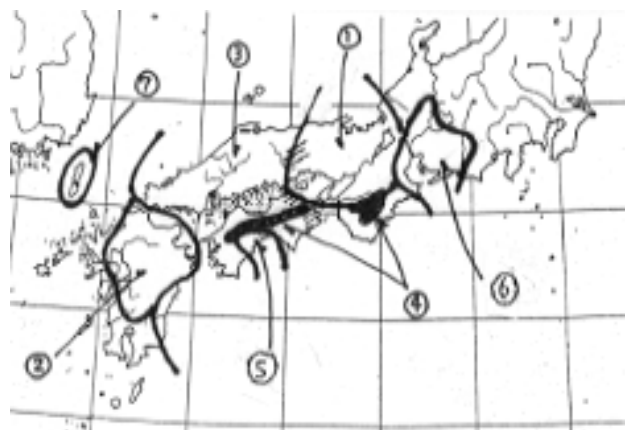


図1. コバノミツバツツジの種内変異と地理分布
 図中の番号は本文参照。斜線部は中間型が多い地域

したがって、形態的に不連続であることを目安としたこの系統群を適用するとすれば、地域性苗木として、厳密な遺伝的多様性評価をさておき、形態的なタイプとして、少なくともコバノミツバツツジは6系統が区別されて生産供給されるべきである。

實際上、個々の樹種について、その種内変異、系統群の地理分布が把握されているケースはそれほど多くないと思われる。植物地理学上の詳細なデータに基づいた地域性苗木の適用可能範囲については、現時点では明確化できると考えられない。しかしながら、適用可能範囲をめぐる基本的な方針としては、次の点を考慮しておくべきではないかと思われる。

- i) 地理的隔離が起りやすい種については、個体群間の交雑が起らないように留意すべきである。
- ii) 地理的隔離が起りにくい生育場所の連続性が高い種については、比較的広範囲での適用が可能である。先駆性樹種や高頻度で出現する一部の遷移中後期種はこれに含まれる。
- iii) ただし、生育場所の連続性が比較的高い種についても、大地域的にみて分布域がきわめて隔たっている場合、広い平野部や都市部が介在している場合は、移出移入しない。
* 関東産のシラカシと関西産のシラカシは峻別しておくことが求められし、距離的には近接している同じ大阪府の金剛山のブナと能勢妙見山のブナとは周辺域の里山を含む巨大な大阪平野が隔離障壁となっているため、交流させることは適当ではないと思われる。
- iv) 標高の高い山地に限って出現する種は、他の山地へ移出移入させない。
- v) 低山帯に出現する種のうち、岩場や湿地などを生育場所に持ち、ないしは飛翔力がなく地理的隔離を受けやすい送粉者を持つ場合は、隔離を受けやすい。これらの種は連続した低山帯であっても遠隔地へは移動させない。
- vi) 大きな隔離障壁となる山地部を挟む二つの平野部では、比較的距離が近くとも相互に移入することは避けたいが、平野部に出現する種は人為管理下にあったものや先駆性樹種が多く、花粉移動距離、種子散布力が大きいものが多いため、比較的広範囲での適用が可能であると考えられるものが少ない。
- vii) 今後の研究の蓄積によって種別の適用可能範囲を定める努力を継続する。
- viii) 当面の措置として、以上の点を留意しつつ、地域性苗木とはその種子の生産地、生育環境が明らかなものを用いて育成したものを指すこととする。その適用については、一定以上の専門的見識をもった緑化計画者ないしは苗木流通業者の責任の下で行うことが实际的であろう。

特定非営利活動法人 森林再生支援センター

第 5 回定時総会 議事録

日 時：平成 16 年 5 月 15 日（土）午後 1 時 30 分～3 時

場 所：京大会館（京都市左京区吉田河原町 15-9）

出席者：当日参加 19 名、委任状 43 名 計 62 名

第一号議案 平成 15 年度事業報告

I. 特定非営利活動に係る事業

①地域自然環境の保全、再生に係る調査及び研究

1. 植生調査・放置竹林侵入竹林実態調査業務
（市民参加型自然環境調査；八幡市委託）
2. 尾瀬至仏山保全対策関連調査業務
（東京電力（株）、尾瀬林業（株）委託）
3. 戸倉山林自然環境資源（植物相）調査業務

（東京電力（株）、尾瀬林業（株）委託）

②地域自然環境の保全、再生に係る実施計画及び実施事業

1. 岩井川ダム法面緑化モニタリング等検討業務（奈良県委託；パシフィックコンサルタンツ㈱と提携）
2. 大台ヶ原自然再生検討会（環境省）に委員 1 名の派遣
3. 国有林の景観保全等に関する検討委員会に

委員 1 名の派遣

4. 奈良県都市計画審議会専門委員として 1 名派遣

③地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、特定非営利活動法人、及び市民ボランティア団体への助言または技術的援助

1. 「京都古事の森 記念植樹」(京都古事の森育成協議会主催) にスタッフとして 2 名参加

2. フィールドソサイエティへ法然院裏山植生管理計画策定支援、フィールドソサイエティ主催「森の案内人講座」へ講師派遣(専門委員 3 名)

3. 岐阜県上石津町から相談

4. 長野県王滝村の NPO 立ち上げに対する相談

5. 三重県紀勢町大紀森林組合の林相転換への相談

6. 岐阜県加子母村森林組合、加子母小学校から林相転換、緑づくりの相談

④地域自然環境の保全、再生に係る講演、出版、教育事業

1. 第 11 回全国雑木林会議 SHIGA にて分科会開催

2. 「第 7 回紀伊半島シンポジウム」に参加

3. 地域性苗木の育成支援

⑤地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、研究機関、教育機関、学会との交流

1. きょうとの森ネットワーク事業

京都府内で活動する森林ボランティア団体間の交流を図る目的でメーリングリストを開設、運営

2. 「雲ヶ畑・森の文化祭」(薪く炭く KYOTO・山仕事サークル杉良太郎共催) の後援

3. 「森林バイオマス利用を考える交流会」(薪く炭く KYOTO 主催) の後援

4. 「森林ボランティア体験・意見交換会」((社) 京都府森と緑の公社主催) に参加

5. 「府民水辺環境ネット報告・交流会」(京都府主催) にパネル展示

⑥その他本法人の目的達成のために必要な事業

1. ニュースレターの発行(年 3 回)

2. ホームページの更新 <http://www.crrn.net>

第二号議案 平成 15 年度会計収支報告

科目	金額	
I. 収入の部		
1. 会費収入		
入会金(15名分)収入	¥45,000	
年会費(87名分)収入	¥261,000	
賛助会費(12口分)収入	¥120,000	
		¥426,000
3. 受託費収入		
岩井川ダム法面緑化モニタリング等検討業務	¥1,574,370	
植生調査・放置竹林侵入竹林実態調査	¥3,500,000	
尾瀬至仏山保全対策関連調査業務委託	¥7,098,000	
戸倉山林自然環境資源広域・概況調査業務	¥1,074,150	
戸倉山林自然環境資源(植物相)調査業務委託	¥12,463,500	
至仏山保全に関する調査結果報告会の実施委託	¥747,387	
戸倉山林自然環境資源に関する調査結果報告会の実施委託	¥871,500	
至仏山保全に関する平成15年度調査結果報告会の実施委託	¥822,150	
自然公園の登山道整備のあり方等に関する情報収集業務委託	¥903,000	
		¥29,054,057
4. 事業収入		
地域性苗木生産及び適応評価	¥136,110	
フィールドソサイエティ講師謝金	¥80,000	
京都の森ネットワーク講師謝金	¥10,820	
		¥226,730
5. その他収入		
銀行・郵便局利息	¥17	
		¥17
当期収入合計		¥29,706,804
前期繰越収支差額		¥555,209
収入合計		¥30,262,013
II. 支出の部		
1. 管理費		
事務局人件費	¥1,738,625	
通信費	¥205,964	
パソコン関連費	¥179,004	
事務用品費	¥14,587	
印刷費	¥57,494	
旅費交通費	¥69,220	
会議費	¥21,674	
光熱費・家賃・車両関係費	¥240,735	
備品費	¥20,622	
保険料	¥144,080	
雑費	¥13,297	
支払利息	¥106,335	
申請諸経費	¥16,350	
租税費	¥171,500	
		¥2,999,487
2. 事業費		
岩井川ダム法面緑化モニタリング等検討業務	¥1,094,444	
植生調査・放置竹林侵入竹林実態調査	¥2,349,400	
尾瀬至仏山保全対策関連調査業務委託	¥5,105,463	
戸倉山林自然環境資源広域・概況調査業務	¥1,832,061	
戸倉山林自然環境資源(植物相)調査業務委託	¥1,990,091	
至仏山保全に関する調査結果報告会の実施委託	¥897,119	
戸倉山林自然環境資源に関する調査結果報告会の実施委託	¥1,168,377	
至仏山保全に関する平成15年度調査結果報告会の実施委託	¥706,163	
自然公園の登山道整備のあり方等に関する情報収集業務委託	¥172,325	
加子母村	¥68,705	
京都古事の森	¥5,700	
富山県支援	¥40,660	
地域性苗木研究	¥130,310	
きょうとの森ネットワーク	¥32,770	
全国雑木林会議分科会	¥64,106	
薪く炭く KYOTO 後援	¥1,220	
法然院	¥203,765	
ニュースレター	¥55,851	
		¥20,866,790
当期支出合計		¥23,866,277
当期収支差額 (当期収入合計-当期支出合計)		¥5,840,527
次期繰越収支差額 (収入合計-当期支出合計)		¥6,395,736

第三号議案 平成 15 年度会計監査報告

平成 15 年度監査には不正がなかったことが湯本貴和監事より報告された。

第四号議案 役員交代について

役員任期の途中ではあるが、現監事の湯本貴和氏より本センターの委託業務の担当者になったため、監事の役割を果たすには支障でくる可能性があるため、監事から理事へ役を交代したいとの申し出があった。

また、現理事の西村尚之氏から平成 16 年 4 月に名古屋市へと転居したため京都で行われる理事会に出席することが難しくなるとの報

告があった。そこで、湯本氏と西村氏の役職交代を理事会より提案、可決された。この結果、在任期間中は現理事の西村尚之氏が監事を、現監事の湯本貴和氏が理事を務める。

第五号議案 平成 16 年度前半（平成 16 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）事業計画案

①地域自然環境の保全、再生に係る調査及び研究

1. 八幡市植物図鑑作成の実施
(担当者：野間直彦、大川智史)
2. 尾瀬至仏山関連調査の実施
(担当者：湯本貴和、濱野周泰、高田研一、宮前洋一、斎藤与司二)
3. 尾瀬戸倉山林の自然環境資源調査
(担当者：大川智史、清水善和、高田研一)
4. シカの個体数増加が地域植生の多様性に及ぼす負の影響に関する調査と啓発
(担当者：松井淳)

②地域自然環境の保全、再生に係る実施計画及び実施事業

1. 法面の植生復元と鹿の食害対策調査
(担当者：松井淳、前迫ゆり)
2. 紀勢町大成建設土取場跡地自然回復緑化施工後調査業務 (担当者：濱田武人)

③地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、特定非営利活動法人、及び市民ボランティア団体への助言または技術的援助

1. 地域の自立を目指す地域 NPO 設立支援
(担当者：高田研一)
2. 京都の森をつなぐ森林団体ネットワークの支援 (担当者：下村泰史)
3. 地域の小学校の緑づくり支援
(担当者：高田研一)
4. 地域性苗木の育成支援 (担当者：高田研一)

④地域自然環境の保全、再生に係る講演、出版、教育事業 【該当なし】

⑤地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、研究機関、教育機関、学会との交流 【該当なし】

⑥その他本法人の目的達成のために必要な事業

1. ニュースレターの発行等

第六号議案 平成 16 年度前半（平成 16 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日）事業予算案

I. 収入の部

1. 会費収入		
..... 入会金		0
..... 年会費		0
..... 賛助会費		0
2. 行政等からの受託費		4,000,000
3. 前年度からの繰越金		6,395,736
合計		10,395,736

II. 支出の部

1. 管理費	2,898,000	
..... 事務局人件費		900,000
..... 通信費（電話代を含む）		55,000
..... パソコン管理・関連費		50,000
..... 事務用品費		5,000
..... 印刷費		80,000
..... 交通費		50,000
..... 会議費		100,000
..... 雑費		10,000
..... 保険料		3,000
..... 光熱費等		90,000
..... 備品費		5,000
..... 租税費		1,400,000
..... 九州事務所設立準備金		150,000
2. 受託事業に関する調査費	3,560,000	3,560,000
3. 独自事業に関する調査費	360,000	
..... ①地域自然環境の保全、再生に係る調査及び研究		300,000
..... ②地域自然環境の保全、再生に係る実施計画及び実施事業		0
..... ③地域自然環境の保全、再生に係る行政機関、事業主体、特定非営利活動法人、及び市民ボランティア団体への助言または技術的援助		30,000
..... ④地域自然環境の保全、再生に係る講演、出版、教育事業		0
..... ⑥その他本法人の目的達成のために必要な事業		30,000
4. 主催事業費	0	0
..... シンポジウム等		
5. 予備費		3,577,736
合計		10,395,736

総会後、5 分の休憩の後、宮前洋一理事の司会で約 40 分間、懇談会を行った。

森林再生支援センター懇談会記録

記録者：下村 泰史

宮前：5 年間の総括をせよという問題提起が藤田さんからあったので、自由にご議論頂きたい。また、新入会員の方々は自己紹介もお願いしたい。

藤田：センター設立当初はどうかかわらなかったが、組織、財政的基盤はしっかりしてきた。しかし、単に安上がりコンサルタントやっているだけじゃないか、という NPO に対する批判もある。世の中にどう働きかけていけるのか、再確認が必要だ。全国的なトレンド（中央省庁や業界）についても、ニュースレター等で共有できるとあ

りがたい。

宮前：事業規模が拡大しこれを基礎にNPOという部分の仕事も好転してきていると思う。当センターの役割は調査研究や技術開発、御意見番、コンサルタントという3つの分野で社会貢献することだと考える。

「自然再生」「森林再生」と名実共に先駆的に世の中に訴えかけたことは自負してよい。今後も社会をリードするNPOを目指し、新しいテーマにも取り組んでいく必要がある。

古川：新しく会員になった。九州でも鹿害、竹林、里山崩壊、杉林など、問題を多く抱えているが、地域における危機意識はまだまだである。九州独自の専門委員、ネットワークや諸事務に対応できる体制を構築していきたい。センターの調査研究実績を背景に、九州全域への浸透を図りたい。

宮前：九州の森林のテーマは何か。私は戦後の林相転換の最前線だったところだと考えるが。

村田：それだけドラスティックな変化があったということは、逆にそれまで豊かな自然が残っていたということでもある。

高田：拡大人工造林や放置問題など、人間と森林の関わり上の問題が集約された、モデル的な地域。得られるノウハウは大きいと思う。

藤田：拡大人工造林の被害はすごい。鹿害は今ならまだ間にあう。

宮前：林業的には、未成熟林業地の典型である。育林から木材消費までトータルなシステム化が求められている。

古川：人工林が面倒見切れなくなっている。本来適地ではなかったところをどうするか。建築家にも議論に入ってもらった話もでてきている。市民によるボランティア活動は盛ん。質の高い森をつくるにあたってはまだ。ボランティアをコントロールしているのは行政で、行政とボランティアだけで技術論抜きの森づくりが行われている。

宮前：里山における「自然再生事業」は全国各地で端緒についたばかりである。立地条件はもとより、地域社会の構造も踏まえ今後各地での展開

が望まれる。是非とも九州で独自の取り組みを行うよう期待したい。それぞれの持ち場でなにをしていくか、そして全国にどうネットワーク化していくか、センターの今後の課題である。

「定時総会も5回目を迎え、設立趣旨に沿った活動が行われているか、今までの成果や到達点を一度整理してみてもどうか」という藤田監事より総会時に提案があり、今後の理事会で、5年目の成果や今後の課題をまとめ、次回本年8月開催予定の第6回定時総会で報告することになりました。

これについては報告のみでなく、第6回定時総会后に会員の方も交え懇談会を行う予定です。会員の皆さまからも事前にご意見を募集しています。郵送、FAX、メール等で事務局まで送ってください。お待ちしております。

また、ニューズレターは専門委員の方々に順番に原稿をお願いしておりますが、その他、こんなことを掲載して欲しいなどのご意見がございましたらお寄せください。より良い紙面にしていけたらと考えています。

総会后に行われました村田源理事長「日本植物分類学会賞受賞記念講演」の内容は、次号ニューズレターに掲載予定です。

事務局

センター活動へのお問い合わせ、ご意見・ご提案、
センター入会申し込みは下記まで

特定非営利活動法人 森林再生支援センター事務局

〒603-8145 京都市北区小山堀池町 28-5

TEL:075-211-4229

FAX:075-211-4145

E-mail: info@crnn.net

URL: http://www.crnn.net